

【対面講習規制】

○対面講習規制とは、国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等により、対面による「講習」が義務付けられているもの、又は法令等では対面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が許容されていないもの

phase 2：少なくとも一部のプロセス（講習にかかる一連の手続の一部分をいう）について、法令等でデジタルによることを許容しているもの

phase 3：全てのプロセスについて、デジタル原則に適合する手段を基本としているもの

No	対象法令	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	救急救命士法第34条第1項第4号	救急救命士の受験資格に係る講習	3	デジタル化が可能である講習について、デジタル化を妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
2	理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について（医政医発0325第6号令和3年3月25日付）	理学療法士作業療法士学校養成所規則の教員	2	講習会開催にあたる一部の工程（修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き）について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年4月20日